

平成 18 年度改正法に関する全般的な解説

前特許庁総務課制度改正審議室法制専門官

弁護士 山本 厚



目 次

- 一 はじめに
- 二 意匠法に関連する改正項目
 - 1. 意匠権の存続期間の延長
 - 2. 意匠の定義の見直し（画面デザインの保護の拡充）
 - 3. 意匠の類似の範囲の明確化
 - 4. 部分意匠等の保護の見直し
 - 5. 関連意匠制度の見直し
 - 6. 秘密意匠制度
 - 7. 新規性喪失の例外の適用手続の見直し
 - 8. 意匠法改正に係る施行期日及び経過措置
- 三 特許法に関連する改正項目
 - 1. 分割の時的制限の緩和
 - 2. 分割出願の補正制限（分割出願制度の濫用防止）
 - 3. 別発明に変更する補正の禁止
 - 4. 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長
 - 5. 特許法改正に係る施行期日及び経過措置
- 四 商標法に関連する改正項目
 - 1. 小売業等の役務商標としての保護
 - 2. 小売商標等の保護に係る経過措置
 - 3. 団体商標の主体の見直し
- 五 共通する改正項目
 - 1. 輸出の定義規定への追加
 - 2. 譲渡等を目的とした所持の追加
 - 3. 罰則の見直し
 - 4. 共通項目改正に係る施行期日及び経過措置

一 はじめに

意匠法、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の改正にかかる「意匠法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律 55 号）が、平成 18 年 6 月 1 日に国会で成立し、同月 7 日に公布された。今回の改正の主な目的は、我が国産業の国際競争力を強化するための産業財産権の保護の強化と、国際的にも被害が拡大しつつある模倣品の流通・拡散を防止するための模倣品対策の強化の 2 点である。

1 点目の産業財産権の保護の強化については、意匠法において、デザイン保護の強化の観点から、意匠権の存続期間の延長、画面デザインの保護の拡充、関連

意匠や部分意匠の出願期限の延長等の改正を行い、特許法において、権利取得の容易化の観点から、出願を分割できる時期を追加するとともに、公平な審査を行う観点から、出願の補正を制限する等の改正を行い、商標法において、ブランド保護の強化の観点から、小売業者等が使用する商標を役務商標として保護する制度を導入するなどの改正を行った。

2 点目の模倣品対策の強化の観点からは、産業財産権四法について、模倣品を輸出することや譲渡等の目的で所持することを権利侵害行為とするとともに、産業財産権四法及び不正競争防止法に係る刑事罰を強化した。

筆者は、平成 17 年 8 月より 1 年間、弁護士からの任期付公務員として特許庁に任官し、制度改正審議室において法制専門官として、今回の意匠法等の改正業務に携わる機会を得たことから、本稿で、今回の改正の理由や改正の概要を解説することとしたい。なお、本稿中の意見については筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

二 意匠法に関連する改正項目

1. 意匠権の存続期間の延長

(1) 改正の理由

近年、企業のデザイン戦略において、デザインのロングライフ化やリバイバル化が奏功し、魅力あるデザインが長期間にわたって付加価値の源泉となっている場合がある。意匠権の存続期間満了年である 15 年目における現存率も約 16%（2004 年）と高い数字となっており、現行の 15 年の存続期間では不十分であるとの指摘があった。

(2) 改正の概要

意匠権の存続期間を 15 年から 20 年に延長した（改正意匠法第 21 条第 1 項）。同様に、関連意匠の存続期間についても 20 年に延長した（改正意匠法第 21 条第

2 項)。

なお、延長がなされる第 16 年から第 20 年までの登録料については、第 11 年から第 15 年までの登録料と同額 (年額 33,800 円) とした (改正意匠法第 42 条第 1 項第 3 号)。

2. 意匠の定義の見直し (画面デザインの保護の拡充)

(1) 改正の理由

家電機器や情報機器において、従来の操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面で表現し、画面上に表示される図形等 (以下、画面デザインという。) によって操作する機器が増えている。従来、画面デザインについては、液晶時計の時刻表示部のような当該物品にとって不可欠な画面である場合や携帯電話の初期画面のように当該機器の初動操作に必要不可欠な画面である場合を除き、意匠法の保護の対象外とされていた。

しかしながら、近年の情報技術開発の進展に伴い、簡便かつ多機能な操作を可能とする画面デザインの役割はますます増加しつつある。こうした画面デザインは、操作性のみならず、デザイン的な美しさにも様々な工夫がなされることで、家電機器等を選択する際の重要な要素ともなっている。企業においても魅力ある画面デザインの開発に多くの投資を行う傾向が高まっており、模倣被害を防止することが必要である。

(2) 改正の概要

物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護することとした (改正意匠法第 2 条第 2 項)。

今回の改正によって、画面デザインの保護の拡充がなされるが、現存する様々な画面デザインの全てが保護の対象となるものではなく、その保護の範囲は条文中以下のように示されている。

「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作 (当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。) の用の供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」 (改正意匠法第 2 条第 2 項)。

すなわち、今回の画面デザインの保護とは、当該物

品の①「機能」を、②「発揮できる状態」にする上で必要な③「操作」に用いられる画像を④「物品の部分」として保護するものであり、⑤「当該物品 (中略) と一体として用いられる物品に表示される」場合も含むと規定されたものである。以下、条文の各文言について詳述する。

① 機能

物品の機能とは、当該物品の物品名から一般的に想起される機能を意味する。例えば、パソコンであれば情報処理機能、携帯電話であれば通信機能、DVD 録画再生機であれば録画・再生機能、ゲーム機であればゲーム実行機能を指す。

② 発揮できる状態

発揮できる状態とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態を指し、実際に当該物品がその機能に従って働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。したがって、ゲーム機を使用してゲームを行っている状態はすでにゲーム機の機能を発揮させている状態に該当するので、ゲーム上の表示画像は保護対象とならない。また、パソコンでビジネスソフトを使用して作業を行ったり、インターネットで検索を行うことは、パソコンの情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、それらを実行中にパソコンの表示部に表示される画像は保護対象とはならない。

③ 操作

操作とは、一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を与えることをいう。今回の保護の対象となる画面デザインは、操作に用いられる画像が対象となるため、物品の操作のためではない画像 (映画の一場面等) は保護対象とはならない。

以上の①から③の要件の結果として、物品から独立して販売されているビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインは保護されないこととなる。これは、当該物品の本質的な機能とは関係性の弱いソフトウェア上の画面デザインも保護対象とすると、そのソフトウェアを内蔵している物品全体の流通に影響を及ぼすおそれがあることから、保護対象に含まれないとしたことは妥当である。

④ 物品の部分

今回の画面デザインの保護は、「物品の部分」、すなわち、全体意匠に対する部品又は部分意匠として保護

されるものである。

⑤ 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該機器の表示部に表示されている画像ではなく、当該機器の使用の際に同時に用いられる他の物品の表示部に表示される画像を指す。例えば、DVD 録画再生機は、ケーブルで繋がれたテレビ機器の画面上に操作のための画面デザインを表示する機会が多い。このように DVD 録画再生機の操作に用いられる画像は DVD 録画再生機と一体として用いられるテレビ機器に表示される画像であることから、別物品たるテレビ機器に表示される画像であっても、当該物品たる DVD 録画再生機に係る画像として保護される。

3. 意匠の類似の範囲の明確化

(1) 改正の理由

意匠の類否判断は、新規性判断、先後願判断及び意匠権の効力範囲の判断の基準として、意匠法上重要な判断要素となっている。

最高裁判例上、新規性の判断は、一般需要者の視点から見た美感の類否を判断するものとされ、意匠権の効力範囲についても、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている（最三小判昭 49 年 3 月 19 日民集 28 卷 2 号 308 頁）。

一方、裁判例や実務の一部においては、デザイナー等の当業者の視点から意匠の類似の評価を行うべきとの意見もあり、意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていると指摘されていた。

(2) 改正の概要

意匠の類否について、最高裁判例などにおいて説示されている需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確に規定した（改正意匠法第 24 条第 2 項）。

なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号の「需要者」及び商標法第 4 条第 1 項第 10 号の「需要者」が判例上及び実務上、取引者を含むと解釈されていることと同様に、「需要者」の中には取引者も含まれる。

4. 部分意匠等の保護の見直し

(1) 改正の理由

意匠制度は、新しい意匠の創作を保護することを趣旨としているため、意匠登録出願前に公然知られた

意匠等は登録を受けられない（意匠法第 3 条第 1 項）。また、先願の意匠が公報に掲載されるまでにその一部と同一又は類似の意匠について出願した場合は、後願の意匠の新規性は失われていないが、このような場合も新しい意匠の創作をしたものとは認められないことから、意匠法第 3 条の 2 の規定により登録を受けられないこととしている。

しかしながら、昨今のデザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の構成部品の詳細なデザインが決定されて製品全体のデザインが完了するという開発手法も見られる。また、市場において成功した製品については、デザインの全体のみならず、独自性の高い部分的デザインも模倣の対象となりやすいことから、まず、製品全体の意匠について出願し、その後に、先の意匠の一部を部品や部分意匠として出願した場合でも、双方の意匠について意匠登録を受けられるようにすべきとの要請があった。

(2) 改正の概要

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、先願意匠の公報発行の日前までに同一出願人が出願した場合には拒絶されないこととした（改正意匠法第 3 条の 2）。

① 出願人同一性の判断

先願の出願人と後願の出願人の同一性についての判断は、可能な限り権利成立に近い時点である査定時に行う。

② 秘密意匠の取扱い

秘密意匠（意匠法第 14 条）の場合は、先願が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間において更に先願の一部と同一又は類似の意匠に係る出願を許容した場合、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する蓋然性が高まり、また、実質的に権利期間を延長することにもつながる懸念がある。

したがって、秘密意匠における部品・部分意匠の出願可能時期についても、通常意匠と同時期である最初の公報発行の前日までとした。

5. 関連意匠制度の見直し

(1) 改正の理由

従来の関連意匠制度は、商品開発時におけるデザイン・バリエーションの権利化を図る制度としてその役

割を果たしていたが、近年のデザイン開発においては、開発当初から全てのバリエーションを創作する場合に限らず、当初製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略がより機動化・多様化しつつある。また、同日出願のみ認める制度下にあつては、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションの全てについての図面、資料等を当初出願時に準備しなければならない、当初の実施製品にかかる意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘があつた。

(2) 改正の概要

本意匠の公報発行の前日までの間に出願された関連意匠の登録を認める（改正意匠法第 10 条第 1 項）。

① 出願時期緩和の期間設定

関連意匠の出願を認める期間については、出願人の便宜のために、関連意匠出願に関する相応の準備期間を付与する必要があるところ、本意匠の公報発行までの期間とした場合には、本意匠の登録査定の際の本送達までの期間に加え、本送達から登録までの期間及び登録から公報発行までの期間の時間的余裕があり、関連意匠出願に関する相応の準備期間を確保することができる。

一方、本意匠が公報発行によって公知となった後も、新規性の例外として、長期に渡る関連意匠の後日出願を認めることとすると、類似する他人の出願意匠や公知意匠が介在して本意匠及び関連意匠との間で抵触関係に立つ蓋然性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加が懸念される。

こうしたことから、関連意匠の後日出願の期間については、本意匠の公報発行の前日までとしたものである。

② 秘密意匠の取扱い

当初の公報発行時点では公知とならない秘密意匠における関連意匠の後日出願の時期についても、通常意匠と同時期である当初の公報発行時までとした。理由は、前述の部分意匠等の場合と同様である。

③ 専用実施権の設定に関する取扱い

本意匠及びその関連意匠のうちの一部の意匠権に専用実施権が設定された場合や別々の者に専用実施権が設定された場合は、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他的権利が成立することになってしまうため、関連意匠に関する専用実施権の設定は、本意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対

して同時に設定しなければならない（意匠法第 27 条第 1 項ただし書）。

関連意匠の後日出願を認めることに伴い、一旦本意匠やその関連意匠に対して専用実施権を設定した後に、追加的に関連意匠の出願がなされる蓋然性が高まるため、すでに専用実施権を設定した本意匠についての関連意匠は登録できず、拒絶理由（改正意匠法第 17 条第 1 号）及び無効理由（改正意匠法第 48 条第 1 項第 1 号）となることを規定した。

6. 秘密意匠制度

(1) 改正の理由

近年の審査期間の短縮化に伴い、出願当初は秘密意匠の請求は不要と判断していたものの、予想以上に審査が早く終了したため、商品化の前にもかかわらず、意匠公報の発行によって登録意匠が公開され、商品の広告・販売戦略に支障が出る場合が生じていた。

このため、審査の終了後、意匠登録前に秘密意匠の請求を行うことを可能とするべきとの指摘があつた。

(2) 改正の概要

出願と同時にされていた秘密意匠の請求可能時期について、登録料の納付と同時に請求することも可能とした（改正意匠法第 14 条第 2 項）。

7. 新規性喪失の例外の適用手続の見直し

(1) 改正の理由

近年の企業の製品開発の活発化や多様な情報媒体による情報流通環境の発展に伴い、出願前に自ら意匠を公開するケースが増加している。新規性喪失の例外規定の適用を受ける上では、日本国内又は外国において公然知られた意匠となったことについて第三者からの証明を取得することに手間と時間が必要とされることが多いため、14 日間では提出書面の準備期間が不十分との指摘があつた。

(2) 改正の概要

新規性喪失の例外の適用を受けるために必要な証明書類の提出期限を出願から 30 日以内へと延長した（改正意匠法第 4 条第 3 項）。

8. 意匠法改正に係る施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

意匠権の存続期間の延長、画面デザインの保護、意

匠の類似範囲の明確化，部分意匠等の保護の見直し，関連意匠制度の見直し，秘密意匠制度の見直しの各改正項目の施行期日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

ただし，新規性喪失の例外の適用に係る改正についての施行日は「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」とされ，具体的には平成18年9月1日である。

(2) 経過措置

意匠法の各改正項目については，改正法施行日以後にした出願から適用され，施行日前にした出願については改正前の法が適用される。但し，意匠の類似範囲の明確化については，確認的改正であってこれまでの運用を変えるものではないため，特段の経過措置は設けられていない。

なお，部分意匠等の保護の見直しに関しては，後願にあたる部品や部分意匠の出願が施行日以後であれば改正法が適用され，先願にあたる全体意匠の出願は施行日前でもよい。同様に，関連意匠制度の見直しについても，後願の関連意匠が施行日以後に出願されていれば改正法が適用され，本意匠の出願は施行日前でもよい。

三 特許法に関連する改正項目

1. 分割の時期的制限の緩和

(1) 改正の理由

分割出願制度は，一つの特許出願で特許を受けることができる発明の範囲が「発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するとき」（特許法第37条）に制限される中で，特許出願の明細書，特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）に含まれている全ての発明について別出願として特許を受ける途を開いた制度である。出願を分割できる時期については，明細書等について補正をすることができる期間内に制限されている（特許法第44条第1項）。

出願人は，実効的な権利を取得するため，審査が終了するまでの間に，保護を受けようとする発明を特許請求の範囲に網羅的に記載しておく必要がある。しかしながら，どの範囲まで広く権利化できるかについて見通しを立てることは必ずしも容易ではなく，特許査定時の特許請求の範囲が実効的なものでない場合や，特許請求の範囲に発明を的確に表現できずに拒絶査定

となった場合には，出願を分割して適切な特許請求の範囲で権利の取得を目指すことができない。

また，拒絶理由が通知されることなく特許査定がなされると，出願を分割する機会が得られないことから，出願人が故意に拒絶理由を含む発明を特許請求の範囲に記載したり，念のため事前に出願を分割するといった手段を採る場合がある。さらに，拒絶査定後に出願を分割する機会を得るためという目的のみで拒絶査定不服審判を請求するといった場合も見受けられ，そうした手続の無駄が指摘されていた。

(2) 改正の概要

特許査定後又は拒絶査定後の一定期間（30日）にも出願の分割を可能とする（改正特許法第44条）。

① 設定登録後の分割

特許査定後30日の期間内であっても，特許料が速やかに納付されて特許権の設定登録がされた場合には，特許出願は特許庁に係属しなくなるため，それ以降に出願を分割することはできない。

② 審判請求後の分割手続

審決が出された後や，審判請求後に特許査定・拒絶査定がなされた後については，分割時期・権利化時期を先延ばしする目的で審判を請求するといった制度濫用のおそれがある一方，審判請求前までに分割する機会が十分に与えられていると考えられることから，分割可能時期への追加は行われぬ。

③ 分割可能期間の延長

特許料納付期限及び拒絶査定不服審判の請求可能期間は，請求や職権により延長可能であり（特許法第4条，第108条第3項），延長が認められると，特許料を納付して権利を発生させるかどうか，あるいは拒絶査定不服審判を請求するかどうかの判断はその間猶予されることとなる。これらの判断と出願を分割するかどうかの判断は一緒に行う必要があると考えられることから，分割可能期間は，特許料納付期限又は拒絶査定不服審判の請求可能期間が延長された場合に，連動して延長される（改正特許法第44条第5項，第6項）。

2. 分割出願の補正制限(分割出願制度の濫用防止)

(1) 改正の理由

従来の制度では，もとの特許出願の審査において既に拒絶の理由が通知されている発明をそのままの内容で再度分割出願することが可能であった。そのため，

権利化時期を先延ばしすることのみを目的として、あるいは別の審査官により異なる判断がなされることを期待して、同じ発明を繰り返し分割出願するといった分割出願制度の濫用が指摘されていた。また、今回の改正によって分割の時期的制限が緩和されることにより、このような分割出願制度の濫用が助長されるおそれもある。

(2) 改正の概要

分割出願の審査において、もとの特許出願等の審査において通知された拒絶の理由がそのまま適用される場合（例えば、分割出願のもとの特許出願の審査において新規性・進歩性が否定された発明と同一の発明がそのまま含まれている場合）には、拒絶の理由が既に通知されていることから、1 回目の拒絶理由通知であっても「最後の拒絶理由通知」が通知された場合と同様の補正制限を課すこととする（改正特許法第 50 条の 2 等）。

したがって、その場合の補正の内容としては、a. 請求項の削除、b. 特許請求の範囲の限定的減縮、c. 誤記の訂正、d. 明瞭でない記載の釈明、のいずれかを目的とするものに限られることとなる。

① 分割出願の補正制限がなされる場合

審査官が「他の特許出願」について既に通知された拒絶の理由と同じ拒絶の理由を通知しようとする場合には、その旨を併せて通知しなければならず（改正特許法第 50 条の 2）、同通知がされた場合には、2 回目以降の拒絶理由に対する補正と同様の補正制限が課される（改正特許法第 17 条の 2 第 5 項）。「他の特許出願」は、「当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第 44 条第 2 項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなっているもの」に限られ、「当該特許出願」を「甲」、「当該他の特許出願」を「乙」とすると、a. 甲が乙を分割した出願である場合、b. 乙が甲を分割した出願である場合、c. 甲、乙が同じ出願に基づく分割出願である場合、の 3 通りの場合がこれに該当する。

なお、「他の特許出願についての通知」としては、審査において通知されたものだけでなく、前置審査や拒絶査定不服審判において通知されたものも含まれる。

「当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつ

た」には、例えば当該特許出願についての出願審査の請求をした後に拒絶理由通知を受けた場合や、「当該特許出願」と「当該他の特許出願」の出願人が異なり、かつ「当該特許出願」についての出願審査の請求のときに他の特許出願が出願公開前であるような場合などが該当する。

3. 別発明に変更する補正の禁止

(1) 改正の理由

特許法では、明細書等について補正をすることを許容し、補正可能な範囲に関しては、迅速な権利付与、出願の取扱いの公平性、出願人と第三者のバランス等の観点から、出願当初の明細書等に記載されていない新規な事項を追加してはならないこととされている（特許法第 17 条の 2 第 3 項）。

しかしながら、現行制度では、拒絶理由通知を受けた後に、明細書に記載された事項をもとにして、特許請求の範囲を技術的特徴の異なる別発明に変更することが可能となっている。このため、審査を受ける前に取得しようとする権利を精査し、絞り込んでいる出願人と、そうでない出願人との間で、出願の取扱いに不公平が生じており、審査効率も低下している。また、このような補正が許容されているため、二以上の発明を一の願書で出願できる範囲を制限している「発明の単一性」の要件（特許法第 37 条）の趣旨が没却されている。

(2) 改正の概要

拒絶理由通知を受けた後に特許請求の範囲に記載された発明を技術的特徴の異なる別発明に変更する補正を禁止し、拒絶の理由（最後の拒絶理由通知後は補正却下）とする（改正特許法第 17 の 2 第 4 項等）。

但し、補正により発明が大きく変更された場合であっても、発明に実質的な瑕疵があるものではなく、特許されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないことから、無効理由とはされない。

拒絶理由通知は、審査の段階で通知されたものだけでなく、前置審査、拒絶査定不服審判及び再審において通知されたものも含まれる。

なお、補正前の発明は、拒絶理由通知の際に特許請求の範囲に記載されていた発明のうち、新規性・進歩性等の特許要件を満たしているか否かについての判断が示されなかった発明を除いたものをいう。例えば、

単一性の要件を満たしていなかったために、一部の請求項に係る発明について新規性・進歩性等の特許要件を満たしているか否かについての判断が示されなかった場合には、これらの発明は含まれない。

4. 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長

(1) 改正の理由

外国語書面出願を行った場合、出願の日から 2 月以内に日本語の翻訳文を提出しなければならないが、パリ優先権主張を伴う出願の場合には、第 1 国出願から我が国への第 2 国出願までに 1 年間の優先権期間が与えられているために、最大で 1 年 2 月を日本語の翻訳文作成に充てることができる。一方、我が国に外国語書面出願による第 1 国出願を行った場合には、日本語の翻訳文を作成するための期間が 2 月しか与えられておらず、翻訳負担が大きい。

また、外国語書面出願（先の出願）に基づき国内優先権を主張して新たな外国語書面出願（後の出願）を行う事例が見られるが、このような場合、従来の制度では、先の出願についても 2 月以内に翻訳文を提出しておかないと、先の出願から 2 月以上経過後に国内優先権を主張して後の出願を行うことができなかった（特許法第 36 条の 2 第 3 項）。

(2) 改正の概要

我が国に外国語書面出願をする際の翻訳文提出期間を、出願日（我が国に第 1 国出願した場合には我が国の出願日、パリ優先権を伴って我が国に第 2 国出願した場合には第 1 国出願日）から 1 年 2 月以内とする（改正特許法第 36 条の 2 第 2 項等）。ただし、出願日から 1 年 2 月の翻訳文提出期間を経過する直前又はその経過後に外国語書面出願の分割若しくは出願の変更に係る外国語書面出願又は実用新案登録に基づく外国語書面出願を行う場合においては、現実の出願日から 2 月間、翻訳文の提出を可能とする。

5. 特許法改正に係る施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

特許法の各改正項目の施行期日は、いずれも「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

(2) 経過措置

特許法の各改正項目については、いずれも改正法施

行日以後にした特許出願から適用され、施行日前にした出願については改正前の法が適用される。

なお、分割の時期的制限の緩和に関し、特許法第 44 条第 1 項は「もとの特許出願」について出願を分割することができる時期を定めたものであるから、「もとの特許出願」が施行日前に出願されたものである場合には、仮に施行日以降に分割をする場合であっても改正法は適用されない（特許査定後、拒絶査定後の分割は認められない）。また、この場合には、「新たな特許出願」の出願日は「もとの特許出願」の出願日に遡及することとなり（特許法第 44 条第 2 項）、「新たな特許出願」についても改正法は適用されない。

四 商標法に関連する改正項目

1. 小売業等の役務商標としての保護

(1) 改正の理由

① 商品商標による保護

近年の流通産業の発展に伴い、商品の種別を超えた多様な商品の品揃えとこれを販売するための独自の販売形態によって、付加価値の高いサービスを提供する小売業態が発展を遂げている。そこでは、店舗設計や商品展示、接客サービス、カタログによる商品選択などを通じて、様々なサービス活動が行われている。

需要者においても、小売業者の品揃えや業態等に着目した上で店舗の選択を行っている実態があることから、小売業者により使用される商標は、小売業者によるサービス活動の出所を表示し、その事業活動により獲得されるブランド価値も、当該サービス活動との関係で蓄積されるものといえる。

一方、現行法上、小売業者及び卸売業者（以下「小売業者等」という。）は、「業として商品を譲渡する者」（商標法第 2 条第 1 項第 1 号）に該当するとされ、小売業者等が使用する商標は「商品」に係る商標として保護されている。

また、小売業者等によるサービス活動は、商品を販売するための付随的な役務であり、当該サービスに対する直接的な対価の支払いが行われていない以上、商標法上の「役務」には該当しないとされ（東京高裁平成 12 年 8 月 29 日 平成 11 年（行ケ）第 390 号、東京高裁平成 13 年 1 月 31 日 平成 12 年（行ケ）第 105 号）、当該サービスに使用される商標は商標法による保護の対象となっていない。

② 商標の「使用」における問題点

商標権は、商標の使用がなされていなければ権利の存続ができず（商標法第 50 条）、商標の使用というには、特定の商品や役務との具体的関連性をもって商標が表示される必要がある。

一方で、小売業者等の使用する商標は、サービス活動の出所を表示する場合が多い。例えば多品種の商品を扱う総合小売店における店舗名として使用される商標や、ショッピングカート、従業員の制服などに使用される商標のように、個別の商品との具体的関連性が見出しにくい態様で使用される商標は、商品としての出所を表示するものではなく、小売業者等によるサービス活動の出所を表示するものと考えられる。

③ ニース国際分類の動向

我が国も加盟しているニース協定の国際分類の類別表における第 35 類の注釈では、「主たる業務が商品の販売である企業の活動」を含まないとされているが、2007 年 1 月発効予定のニース協定第 9 版への改訂に伴い、小売店等により提供されるサービスが第 35 類の役務として含まれることが明記されるとともに、「主たる業務が商品の販売である企業の活動」を含まないと文言は削除されることとなった。

〈参考〉ニース国際分類 類別表（第 9 版）

第 35 類 広告 事業の管理 事業の運営 事務処理
注釈

(略)

この類には、特に、次のサービスを含む。

他人の便宜のために各種商品を揃え（運搬を除く）顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること。当該サービスは、小売店、卸売店、カタログの郵便による注文、またはウェブサイトまたはテレビのショッピング番組などの電子メディアによって提供される場合がある。

(略)

この類には、特に、次のサービス含まない。

~~主たる業務が商品の販売である企業、すなわち、いわゆる商業に従事する企業の活動。~~

※ 下線部＝今改正により追加される部分

取消線部＝今回削除される部分

(2) 改正の概要

小売又は卸売に伴って顧客に提供される総合的なサービス活動であって、最終的に商品の販売により収

益をあげるものを小売サービスと位置づけ、これを「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」として商標法上の役務とみなし、役務商標（サービスマーク）として登録できるようにした（改正商標法第 2 条第 2 項）。

① 商品商標と小売等役務に係る商標との切り分け

商品に係る商標と小売等役務に係る商標は、商品の出所を表示するの役務の出所を表示するの点において概念上の切り分けがなされる。

例えば、店員の制服や陳列棚などに表示されるサービス活動と密接な関連性を有する商標は小売等役務の出所を表示するものと解されるが、プライベートブランドに表示される商標などのように商品と密接な関連性を有する商標は商品の出所を表示するものと考えられる。

② 審査の運用について

例えば同じ靴の販売を行う事業者であって、一方が靴の販売に係る商品商標を取得し、もう一方が靴の販売における便益の提供として役務商標を取得した場合など、実際に商標が使用される態様によっては、同一の事業主により提供されるものとの出所の混同が生じる可能性も考え得る。したがって、取扱い品目が共通するようなケースにおいては、商品商標と役務商標間のクロスサーチが必要となる場合もあるのではないかと考えられる。

また、小売業等役務商標は単一の区分（第 35 類）で保護されることになるが、その取り扱う商品分野や業態によっては、互いに混同を生じさせる可能性も考え得ることから、小売業等役務商標間において、類似群を設けるなどの方法による調整についても検討の必要がある。

こうした審査の具体的な運用基準については、特許庁において検討の上、適時に公表されるものと思われる。

2. 小売商標等の保護に係る経過措置

(1) 施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(2) 改正法適用に係る経過措置（附則第 5 条関係）

小売商標等の保護に関する改正法は、施行日以後にした出願から適用され、施行日前にした出願について

は改正前の法が適用される。

① 博覧会への出展に基づく特例の適用に関する経過措置

博覧会に出品又は出展した商品又は役務について使用をした商標について 6 月以内に商標登録出願する際の、出品又は出展の時に出願したものとみなす特例(商標法第 9 条)に関しては、改正法の施行前に博覧会への出展があっても施行前である出展時に申請日が遡及するのではなく、施行日が出展日とみなされる(附則第 5 条第 3 項)。

② 優先権主張に関する経過措置

小売サービスを指定役務とする商標登録出願について優先権の主張がなされる場合も、施行日を優先権主張の基礎となった最初の出願の日とみなされる(附則第 5 条第 4 項)。

(3) 継続的使用権(附則第 6 条関係)

① 継続的使用権の必要性

小売サービスに係る商標については、改正法の施行前までは、商品に係る商標としての範囲内で商標法の保護がなされていた一方で、個別の商品について使用するものとも認められない場合(例えば、ショッピングカートや店員の制服に表示されるマークなど)は商標法の保護の対象となっておらず、商標法の適用を直接的に受けることなく使用されてきた。

このため、小売サービスに係る商標については、既存の取引秩序を維持し、そこに蓄積された信用を保護するため、一定の条件の下に施行後も継続して使用できる権利を認める必要がある。

② 継続的使用権の概要

改正法施行前から日本国内で不正競争の目的でなく小売サービスに使用されている商標は、他人が同一又は類似の小売サービスを指定役務とする同一又は類似の商標について商標権を取得した場合でも、施行の際にその業務を行っている範囲内において、本改正法施行後も継続してその商標の使用をできる権利(継続的使用権)が認められる(附則第 6 条第 1 項)。

なお、継続的使用権はあくまで小売等役務に係る商標権の行使に対する抗弁であり、商品に係る商標権や小売等役務以外の役務に係る商標権の行使に対する抗弁とはならない。

③ 継続的使用権が認められる範囲

継続的使用権が認められるのは、商標及び役務が施

行前から使用していたものと同一の場合に限られ、例えば、施行の際にその商標の使用をして役務を行っていた地域的範囲に限定される(附則第 6 条第 1 項)。

但し、施行の際にその者の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合には、施行の際の業務を行っている範囲に限定されることなく、例えば、施行後に営業地域を拡大して当該商標を使用することができる(附則第 6 条第 3 項)。

④ 業務の承継

継続的使用権が保護するのは業務上の信用であるから、改正法の施行前から商標の使用をしていた者ばかりでなく、同人からその小売等役務に係る商標の使用をして行っていた業務を承継した者にも認められる(附則第 6 条第 1 項)。

⑤ 混同防止表示請求

商標権者又は専用使用権者は、継続的使用権を有する者に対して商標権に基づく差止請求等の行使ができないため、それに代わる措置として、継続的使用権者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求できることとした(附則第 6 条第 2 項及び第 4 項)。

「混同を防ぐのに適当な表示」については、商標の同一性が損なわれると継続的使用権自体が認められなくなることから、商標の態様の変更を意図するものではなく、例えば、自己の商号や営業地などを併記して需要者の注意を促すことなどが考えられる。

(4) 施行後 3 月間にした商標登録出願の特例(附則第 7 条関係)

① 施行日の特例の必要性

改正法の施行日から直ちに小売等役務に係る商標登録出願について先願主義に基づく審査を行うと、施行日当日に出願が集中し、出願人及び特許庁の出願事務に支障を来すおそれがあるため、出願の集中を緩和する必要がある。

② 施行日の特例の概要

改正法の施行当初の 3 月間(以下「特例期間」という。)にされた小売等役務に係る商標登録出願については、他人の小売等役務に係る商標登録出願との間では、同日に出願されたものとみなして、商標法第 8 条第 2 項を適用する(附則第 7 条第 4 項)。

(5) 使用に基づく特例の適用(附則第 8 条関係)

① 使用に基づく特例の必要性

小売業等の役務商標としての保護の制度は、今次改正において初めて導入されるものであるが、現実問題としては、既に多数の小売等役務に係る商標が使用されている。このような商標については、附則第 6 条の継続的使用権により保護されるが、そこに蓄積された評価・信用を保護するとともに、その取引秩序を混乱させることなく、改正法を円滑に施行するためには、出願人の協議又は特許庁長官による公正なくじといった措置以外にも特段の配慮が必要となる。

② 使用に基づく特例の概要

特例期間中に申出された小売サービスを指定役務とする出願同士が競合する場合、出願人は、その出願した商標が本改正法施行前から日本国内で不正競争の目的でなく自己の業務に係る小売サービスについて使用していた旨の使用に基づく特例を主張し、特例の適用がない出願に優先して商標登録を受けることができる(附則第 8 条)。

③ 使用に基づく特例の主張手続

使用に基づく特例の主張は、出願前に行う必要性はなく、実際に他人の出願との競合が問題となり、協議命令(商標法第 8 条第 4 項)がなされた場合にはじめて行うこととなる。

具体的には、同日出願に基づく協議命令の応答期間中(通常 40 日)に出願した商標が、施行前から国内で自己の業務に係る小売サービスについて使用している商標であり、かつ、出願した小売サービスがその小売サービスであることを証明する書面(カタログ、パンフレット、広告、取引書類、商標の使用状況を写した写真等)を提出して行う(附則第 8 条第 2 項)。

なお、使用に基づく特例の適用の主張手続においては、不正競争の目的による商標の使用でないことの証明は規定されていない。これは、不正競争の目的でないことを積極的に書類で証明することは事実上困難であるからである。ただし、仮に、情報提供等を通じて出願人の商標の使用が不正競争の目的によることが明らかとなった場合には、使用に基づく特例を受けることができないこととなる。

④ 商標法第 4 条第 1 項第 10 号の適用に関する特例
使用特例商標登録出願に係る商標の中には、既に、需要者の間に自己の業務に係る小売等役務を表示するものとして広く認識されているものも含まれており、商標法第 4 条第 1 項第 10 号をそのまま適用すると、

同一又は類似の関係にある周知な小売等役務に係る商標が複数併存している場合には双方とも商標登録を受けることができないおそれがある。

そこで、使用特例商標登録出願に係る商標については、第 4 条第 1 項第 10 号の適用を除外し、同一又は類似の関係にある周知商標同士についても重複登録を可能にすることとした(附則第 8 条第 3 項)。

但し、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生じるおそれがある商標(商標法第 4 条第 1 項第 15 号)であって、周知度で大きく劣後するような商標は同号で拒絶されることになると考えられる。

⑤ 優先・重複登録

同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の商標について、特例期間中に複数の出願があった場合には、使用特例商標登録出願を未使用商標登録出願に優先して登録し、また、使用特例商標登録出願が複数あるときは、それらの使用特例商標登録出願が重複して商標登録を受け得ることとした(附則第 8 条第 4 項)。

以上の措置により、実際に重複登録し得ることになる商標は、概ね次のとおりと考えられる。

	著名	周知	使用・未周知	不使用
著名	重複登録	○	○	○
周知	×	重複登録	○	○
使用・未周知	×	×	重複登録	○
不使用	×	×	×	協議とくじ

※ ○=単独登録 ×=拒絶

⑥ 重複登録に伴う調整措置

小売等役務に係る商標登録出願について重複登録を認めることに伴い、重複登録の当事者間のトラブルを調整し、重複登録の弊害を防止する観点から、類似の登録商標の分離移転に伴う調整措置である商標法第 24 条の 4 (混同防止表示請求) 及び第 52 条の 2 (取消審判) の規定を準用することとした(附則第 8 条第 5 項)。

(ア) 混同防止表示請求

重複登録の他方の商標権者等の登録商標の使用により業務上の利益が害されるおそれがある場合、商標権者等は、混同防止表示を付すべきことを請求できる。

(イ) 取消審判の特例

重複登録に係る商標権者が、不正競争の目的で自己の登録商標の使用をして、重複登録の他方の商標権者

等との間で混同を生じさせた場合、何人も、商標登録の取消審判の請求ができる。

なお、商標権者でなく、専用使用权者又は通常使用权者が混同を生ずる登録商標の使用した場合には、商標法第 53 条の審判の請求が考えられる。

3. 団体商標の主体の見直し

(1) 改正の理由

団体商標は、団体がその構成員に商標の使用をさせることを目的とする商標であることから、団体に構成員がいることが必要であり、また、権利義務の帰属主体となるため法人格を必要とする。

そこで、商標法は、団体商標の主体を民法第 34 条の規定により設立された社団法人、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格のある組合等に限定していた（商標法第 7 条第 1 項）。

しかしながら、近年、構成員を有し、法人格のある商工会議所等の社団においても、構成員に商標を使用させている実態があるとの指摘があった。

また、公益法人制度改革の一貫として、民法第 34 条の社団法人は、一般社団法人へ移行することが予定されており、公益性のない中間法人についても一般社団法人として認められることとなる。

(2) 改正の概要

団体商標の主体について、広く「社団」が主体になり得るとし、商工会議所、商工会、NPO 法人、中間法人等の社団についても、団体商標の主体として認める（改正商標法第 7 条第 1 項）。

なお、今次改正で主体が拡大するのは団体商標のみであり、地域団体商標の主体までも拡大するものではないから注意が必要である。

(3) 施行期日及び経過措置

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 18 年 9 月 1 日）が施行日であり、施行日以後にした出願から適用され、施行日前にした出願については改正前の法が適用される。

五 共通する改正項目

1. 輸出の定義規定への追加

(1) 改正の理由

① 模倣品の国境を越えた取引の増大

経済のグローバル化の進展により、企業等による国

境を越えた経済取引が活発化し、我が国の知的財産権を侵害する物品が国境を越えて取引される事例が増大している。

② 従来制度下における対応の限界

侵害物品の輸出が行われる場合、国内の権利者はこれを譲渡と捉えて差止請求等行うこととなるが、製造や譲渡が秘密裏に行われ輸出段階で侵害品が発見された場合や、侵害者自らが国外へ侵害物品を持ち出す場合など、譲渡による差し止めでは適切な防止を行うことができない間隙が存在する。

(2) 改正の概要

意匠法、特許法及び実用新案法の実施の定義並びに商標法の使用の定義に輸出を追加し、模倣品の輸出を侵害行為として、水際で差し止めることなどができるようにする。

また、「輸出目的の所持」行為を侵害とみなす行為として規定する。

① 輸出の申出について

輸出は、内国貨物を外国に送り出す行為として単独で成立し得る行為であるから、通常、申し出行為というものは観念し得ない。また、意匠法等において実施行為とされている「譲渡若しくは貸渡しの申出」とは、物品の展示やカタログによる勧誘・パンフレットの配布等も含む概念であると解されているところ、輸出という事実行為自体のためにそうした行為がなされることは観念できない。

したがって、「輸出の申出」は実施行為として規定しないこととした。

② 間接侵害規定との関係

属地主義の観点から、侵害物品を海外で製造する行為は、我が国産業財産権法上の侵害行為ではないため、「製造にのみ用いられる物」の輸出を侵害とみなすことは、侵害行為ではない海外での製造行為の予備的行為を侵害行為として捉えることとなり、適切ではない。このため、「製造にのみ用いられる物」の輸出行為は、「侵害とみなす行為」として規定しないこととした。

③ 「通過」について

侵害物品が輸出国から日本において積み替えられ、第三国へ輸出される新たな手口としてのいわゆる「通過」が発生している現状を踏まえ、模倣品の通過を水際で取り締まることの必要性が指摘されている。

「通過」には様々な態様が存するが、我が国を仕向

地として保税地域に置かれた貨物が通関されることなく、我が国を積み出し国として外国に向けて送り出される場合等には、国内で譲渡等を行うことも可能であり、権利者の利益を害する蓋然性が高いと考えられる。

よって、そのような態様の「通過」行為については、これを侵害行為とする必要性が認められる。

2. 譲渡等を目的とした所持の追加

(1) 改正の理由

商標法においては、侵害物品を「譲渡又は引渡しのために所持する行為」がみなし侵害と規定され（商標法第 37 条第 2 号）、譲渡前の模倣品の集積・所持段階での実効性ある取締りが可能となっている。

一方、意匠法、特許法、実用新案法においては、侵害物品を「所持」する行為は侵害とされていない。したがって、模倣品が特定箇所で集積されている所持行為を発見した場合に、その所持者に対する民事上の差止請求は、譲渡等の事実又はそのおそれを立証しなければならず、刑事上においても、模倣品の所持行為を発見しただけでは取締りが困難な状況にある。

(2) 改正の概要

侵害物品の譲渡、貸渡し、輸出を目的としてこれを所持する行為をみなし侵害規定に追加する。

① 所持の目的とすべき行為

所持の目的とすべき行為については、同行為が実行されてしまった場合に侵害物品が拡散するなどして、その後の侵害防止措置が困難な状況に至る「譲渡」行為及び「貸渡し」行為並びに本改正によって実施行為に含まれる「輸出」行為を対象とした。

② 業としての行為

意匠権等の効力は、業として意匠の実施をする権利を専有するものであるから、本改正によってみなし侵害とされる所持の目的行為である「譲渡」、「貸渡し」及び「輸出」行為も業として行われる場合が対象となる。

3. 罰則の見直し

(1) 改正の必要性

産業財産権が侵害された場合、市場における需要者の信用を毀損し、市場価格の低下等により権利者の市場における優位性が失われるだけでなく、限られた権利保護期間において、信用や損害を回復して再び独占的利益を得ることが困難な場合もあり得る。

また、近年、知的財産が企業資産の重要な価値を占めつつあり、産業財産権の侵害による被害額も高額化する傾向にある。

(2) 改正の概要

意匠権、特許権及び商標権の直接侵害と不正競争防止法の営業秘密侵害に対する懲役刑の上限を 10 年、罰金刑の上限を 1,000 万円に引き上げ、意匠権のみなし侵害及び実用新案権の侵害並びに不正競争防止法の商品形態模倣行為に係る懲役刑の上限を 5 年、罰金刑の上限を 500 万円に引き上げることとした。

また、産業財産権四法について懲役刑と罰金額の併科を導入し、法人重課についても 3 億円以下の罰金に引き上げることとした。

① 懲役刑及び罰金刑の上限の引き上げ

産業財産権の侵害罪は財産犯として位置づけられるところ、同じ財産犯である窃盗罪（刑法第 235 条）は懲役の上限が 10 年とされている。窃盗が物の物理的な占有を奪うのに対し、意匠権等の侵害は、権利者の得べかりし利益を奪うという点でその侵害の態様は異なる側面を有しているが、産業財産権の侵害による被害額は窃盗における被害額よりも金額が大きくなる場合が多い。

また、産業財産権は法によって人工的に作られた権利であり、かつ、広く公開されることが前提となることから、容易に侵害され易く、かつ侵害を監視することが物の場合より困難であり、法によって抑止的に保護する必要性が高い。

不正競争防止法の営業秘密侵害についても、特許出願等によって公開するのではない技術や情報等の営業秘密について、特許権等と同様の有用性や経済的価値を認めることができ、同法の商品形態模倣行為についても意匠権の取得に馴染まない工業デザイン等の保護の必要性から、侵害を抑止する必要がある。

こうしたことから、意匠権、特許権、商標権の直接侵害及び不正競争防止法の営業秘密侵害における懲役刑の上限を 10 年、罰金刑の上限を 1,000 万円に引き上げ、実用新案権の侵害罪及び不正競争防止法の商品形態模倣行為における懲役刑の上限を 5 年、罰金刑の上限を 500 万円に引き上げることとした。

② みなし侵害罪

意匠法等においては、意匠権等の侵害物品の製造のみ用いる物の生産等行為がみなし侵害行為とされて

いる。また、本改正によって、譲渡等を目的とした所持行為が意匠法、特許法、実用新案法においてもみなし侵害行為として追加されることとなった。

こうしたみなし侵害行為は、直接侵害行為の予備的・補助的行為とも位置づけられ、そうした行為を侵害とみなすことによって意匠権等の実効性を確保するために規定されたものである。

刑法上、予備行為や幫助行為は、実行行為や正犯行為に比較して法定刑が低く定められており、また、本改正における意匠法、特許法、商標法の直接侵害行為の懲役刑の上限 10 年への引き上げは、直接侵害が既遂となって権利者に甚大な実損害が生じた場合等に対する罰則強化という趣旨もあることにかんがみ、行為自体では未だ損害が生じないみなし侵害行為については、産業財産権四法ともに懲役の上限を 5 年、罰金刑の上限を 500 万円とすることとした。

③ 懲役刑と罰金刑の併科導入

産業財産権侵害事犯においては、結果が重大或いは犯情が悪質な侵害については懲役刑が科されることがあるが、裁判上、執行猶予が付されるケースが多く、抑止力に欠ける。一方、産業財産権侵害は経済的利得を目的として行われるため、罰金刑は侵害者にとってコストとして判断される傾向もあり、金銭的に十分な刑罰が科せられない限り、刑罰としての感銘力を及ぼすことは難しい。

こうしたことから、産業財産権侵害罪に係る刑事罰について、懲役刑と罰金刑の併科を導入することとした。

④ 法人に対する処罰の引上げ

企業経営における知的財産権の重要性や、損害賠償請求事件における認定損害額の高額化にかんがみて、産業財産権四法並びに不正競争防止法の営業秘密侵害及び商品形態模倣行為の法人重課についても、3 億円以下の罰金に引き上げることとした。

	量刑（懲役・罰金）の上限				法人重課（罰金）の上限		
	改正前→		改正後		改正前→		改正後
意匠法	69 条 直接侵害 間接侵害	3 年 300 万	69 条 直接侵害	10 年 1 千万	74 条 直接侵害 間接侵害	1 億	3 億
			69 条の 2 間接侵害	5 年 500 万			
特許法	196 条 直接侵害 間接侵害	5 年 500 万	196 条 直接侵害	10 年 1 千万	201 条 直接侵害 間接侵害	1 億 5 千万	3 億
			196 条の 2 間接侵害	5 年 500 万			
実用新案法	56 条 直接侵害 間接侵害	3 年 300 万	56 条 直接侵害 間接侵害	5 年 500 万	61 条 直接侵害 間接侵害	1 億	3 億
商標法	78 条 直接侵害 間接侵害	5 年 500 万	78 条 直接侵害	10 年 1 千万	82 条 直接侵害 間接侵害	1 億 5 千万	3 億
			78 条の 2 間接侵害	5 年 500 万			
不正競争防止法	21 条 営業秘密	5 年 500 万	21 条	10 年 1 千万	22 条	1 億 5 千万	3 億
	21 条 形態模倣	3 年 300 万	21 条	5 年 500 万	22 条	1 億	

4. 共通項目改正に係る施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

各法共通項目である輸出の定義規定への追加、譲渡等を目的とした所持の追加、刑事罰の強化の各改正項目の施行期日は、いずれも平成 19 年 1 月 1 日である。

(2) 経過措置

共通項目の各改正項目については、いずれも改正法施行日以後にした行為から適用され、施行日前にした行為については改正前の法が適用される。

(原稿受領 2006.9.1)